



(お知らせ)

## 消防法の改正に係る当協会の対応について

平成24年6月27日  
日本消防検定協会

平成24年6月27日に消防法が改正され、原則として、平成25年4月1日から施行されることとなりました。この改正による当協会の業務に係る主要な事項は、以下のとおりです。

1. 「個別検定」という名称が、「型式適合検定」に改正されたこと。
2. 型式適合検定の方式が、総務省令で定められること。
3. 現行の鑑定業務が廃止され、依頼に応じて行う評価業務が追加されたこと。

当協会では、今回の消防法改正を受け、検定業務規程、検定細則等について、必要な見直し作業を進めております。主な事項は、以下のとおりです。

1. 検定業務規程、検定細則等に規定されている「個別検定」という名称を「型式適合検定」に改めること。
2. 総務省令で定められた型式適合検定の方式の実施に必要な規定を整備すること。
3. 現行の鑑定業務規程を廃止し、依頼に応じて行う「評価」に関する業務に係る業務規程等を整備すること。

検定業務規程、検定細則等の原案作成にあたっては、必要に応じ、説明、意見集約等を行うことを予定しています。その際には、あらためてご案内させていただきます。

なお、総務省消防庁において、検定対象品目及び自主表示対象品目の見直しに関する消防法施行令及び消防法施行規則の改正が検討されています。これらに係る当協会の対応につきましても、あらためてご案内させていただきます。

■ 問い合わせ先

日本消防検定協会 業務企画室  
〒182-0012  
東京都調布市深大寺東町 4-35-16  
TEL 0422-44-7471 (代表)  
e-mail: [gyoumukikakushitsu@jfeii.or.jp](mailto:gyoumukikakushitsu@jfeii.or.jp)